

# 智頭町は子育て世帯を応援します。



平成29年4月から

## 智頭町わが家で子育て応援給付金を創設しました。

智頭町では、生後8週を過ぎ1歳になるまでの乳児を保育園に預けず、家庭で子育てしている父母や祖父母等に対し給付金を支給します。

\* 給付額 1か月あたり **30,000**円（乳児1人につき）

※全体月数に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、  
1日当たり1,000円を支給  
（7・10・1・4月に給付金を口座に振り込みます。）

- \* 支給要件
- ・町内に住所があり、且つ、町内に居住していること
  - ・継続して1ヶ月以上家庭で保育をしていること
  - ・町税などの滞納がないこと
  - ・祖父母等が支給対象者の場合、父母の勤務状況などが保育園の利用条件を満たしていること。ただし、父母が育児休業中または求職中の場合を除く

※支給対象者が生活保護法による保護を受けている場合や、育児休業手当を受けている場合、里帰り出産等で一時的に智頭町に住所がある場合など、給付金が支給できない場合があります。

### 【申請について】

最初の支給月が過ぎるまでに申請してください。

\*申請に必要なもの ①印鑑 ②通帳など（受給者の振込口座のわかるもの）③本人確認用の証明書



【申請・問合せ先】 智頭町教育委員会 教育課 次世代育成推進担当

Tel 75-4119

fax 75-4124